



住基ネットによるマイナンバーの収集について

平成29年1月から6月に国が実施する情報提供ネットワークシステム（番号法 第2条）による情報連携テストに向けた準備のため、平成28年11月に収集を実施しました。

取得方法

当組合に平成28年10月31日時点で「資格あり」の被保険者*のマイナンバーを住基ネットから自動取得。

*75歳以上の組合員本人は収集の対象外となります。

※住基ネットとは、住民基本台帳をネットワーク化したものであり、全国共通の本人確認ができるシステムのこと。

※エラー等によりマイナンバーが自動取得できなかった方については、別途通知のうえ紙媒体での収集を実施。

※平成28年11月1日以降の加入者については新しい加入申請書によるマイナンバーの収集をおこなっています。（平成28年10月、事務所宛てに送付済み）

<新しい加入申請書>

<p>本欄内を必ず記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●組合員が加入する場合①・②・③・④・⑤・⑥を記入 （任意で任意加入する場合は⑦を記入） ●家族が加入する場合①・②・③・④・⑤・⑥を記入 		<table border="1"> <tr> <th>理事長</th> <th>副理事長</th> <th>常務理事</th> <th>事務長</th> <th>課長</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	理事長	副理事長	常務理事	事務長	課長					
理事長	副理事長	常務理事	事務長	課長								
国民健康保険被保険者加入申請書												
① 被保険者証記号		番号										
加入者氏名	家族区分	関係上の 続柄	性別	生年月日								
フリガナ		本人	男 女	S. H.								
フリガナ	家族	本人	男 女	S. H.								
フリガナ	家族	本人	男 女	S. H.								
② 個人番号 (マイナンバー)												
フリガナ												
フリガナ												
フリガナ												

個人番号 (マイナンバー)									

法的根拠

① 番号法 第14条（提供の要求）より

- 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理のために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。
- 個人番号利用事務等実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務等処理のために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構※に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第六十七条において同じ。）の提供を求めることができる。

② 住民基本台帳法 第30条の9（国の機関等への本人確認の提供）より

機構※は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構※が保存する本人確認情報であって同項の規定による保存期間が経過していないもののうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

※機構…地方公共団体情報システム機構（住基ネットを保有している組織）のこと。